**新規航路開設等支援事業**

**補助金交付申請書**

　　年　　月　　日

神 戸 市 長　宛

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 |  |
| 法 人 名 |  |
| 代表者名 | 役　職 |  | 氏　名 |  |
| 担当部署 |  |
| 担当者名 |  |
| 連 絡 先 | TEL |  | Email |  |

（振込先口座）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名・支店名 |  | 銀行 |  | 支店 |
| 預金種目 | [ ]  普通　　　[ ]  当座　　　[ ]  その他（　　　　　　　　　） |
| 口座番号 |  |
| 口座名義（カタカナ） |  |

（注）口座名義は、補助事業者と同一名義であること。

標記の事業の補助金について、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

|  |
| --- |
|[ ]  (1) 新規国際基幹航路開設支援事業　新規国際基幹航路とは、新たに開設される国際基幹航路であって、北米、欧州、中南米、アフリカ、豪州航路とする。 |
|[ ]  (2) 新規航路開設支援事業　新規航路とは、新たに開設される外航コンテナ定期航路であって、中国（香港含む）・台湾航路を対象とする。 |

**１．事業の種別（いずれかに** 🗹 **をいれてください。）**

**２．補助金申請額**

|  |  |
| --- | --- |
|  | **円** |

【積算】

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの便数 | 　[ ]  週１便　　　[ ]  その他（　　　　　　　　　　） |

(1) 新規国際基幹航路開設支援事業

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （寄港） | × 2,000,000円 ＝ |  | 円 |

(2) 新規航路開設支援事業

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （寄港） | × 120,000円 ＝ |  | 円 |

※ 航路改編等により、航路が統廃合されることで新たに開設される航路の場合

⇒上記単価をもとに神戸港への１週当たりの寄港数の増加割合に応じて決定しますので、あらか

じめご相談ください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （寄港） | × |  | 円 ＝ |  | 円 |

**３．実施する事業の概要**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業開始日（神戸港初寄港日） |  | **年** |  | **月** |  | **日**  |
| 航路サービス名 |  |
| 寄港地（ループ） | 神戸－－神戸 |
| 投入船舶 |  | 隻 | ※必要に応じて以下の行を追加してください |
| 船　名 | 船　籍 | 総 ト ン 数 | 積 載 能 力 |
|  |  |  | トン |  | TEU |
| 船　名 | 船　籍 | 総 ト ン 数 | 積 載 能 力 |
|  |  |  | トン |  | TEU |
| 船　名 | 船　籍 | 総 ト ン 数 | 積 載 能 力 |
|  |  |  | トン |  | TEU |
| 船　名 | 船　籍 | 総 ト ン 数 | 積 載 能 力 |
|  |  |  | トン |  | TEU |
| 船　名 | 船　籍 | 総 ト ン 数 | 積 載 能 力 |
|  |  |  | トン |  | TEU |

|  |  |
| --- | --- |
| 航路開設に至る経緯 |  |
| 主な輸送品目 |  |
| 今後の展望 |  |

**４．誓約事項　（※内容を確認のうえ、** 🗹 **をいれてください。）**

|  |  |
| --- | --- |
| [ ]  | **補助対象となる航路の開設前２年以内に、同種航路において神戸港への寄港を停止、または航路の廃止等を行っていません。** |

**５．確認事項　（※内容を確認のうえ、** 🗹 **をいれてください。）**

|  |  |
| --- | --- |
| [ ]  | **以下の(1)～(3)のいずれかに該当する見込みの場合は、補助金交付にあたり、あらかじめ補助金要綱第８条に基づく変更承認申請が必要です。**見込まれることが判明した時点で速やかにご相談ください。(1) 事業計画の概要の内容に変更が生じるとき（軽微な変更を除く）　(2) 寄港数実績が申請時点の寄港数より概ね４割以上減少するとき　(3) 寄港数実績が申請時点の寄港数を上回ることによる交付決定額の増額を希望するとき**［注意事項］**　(1)(2) 相談なく変更承認申請を行わなかったときは、変更内容によって補助金を交付できない場合があります。(3) 実績報告時に寄港数の増加（増額）が判明した場合は、当初の交付決定額でのお支払いとなります。 |
| [ ]  | **当該年度の３月現在において、補助対象事業である神戸港寄港の定期コンテナ航路サービスが継続されていることが補助金交付要件です。３月時点において継続されていない場合は、それまでの寄港実績に関わらず、補助金を交付することができません。**※補助金要綱第８条第２項に基づき補助事業中止承認申請をしていただきます。 |
| [ ]  | 【航路改編等による統廃合で新たに開設する航路に該当する場合のみ】当該年度末時点において下記①、②のいずれかでも満たさない場合は、本事業の対象とはなりません。　① １週当たりの寄港数が従前のそれと比較して増加している② １週当たりの船腹量が従前のそれと比較して増加している |